

広報



あじす

AJISU

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切にし、住みよいまちをつくりまします。

平成11年
No.566

2/5

〒754-1292 山口県吉敷郡阿知須町
発行：阿知須町役場
TEL:0836-65-4111

広報あじす…毎月5日発行
お知らせ版…毎月20日発行



待ち時間に大道芸を楽しむ



色紙を頭のにせ「これでいいの？」



豚汁を片手にV



完成した100mの巨大人文字はシンボルマークが緑色、「山口」と「博」が青色、「きらら」がオレンジ色

超デカ人文字完成！

21世紀未来博覧会の愛称「山口きらら博」決定記念イベント

1月23日、阿知須干拓地で山口きらら博PRイベントが行われ、約3,000人が集まり巨大人文字を完成させました。これは、21世紀未来博覧会の愛称「山口きらら博」とシンボルマークが決定されたことに伴い、スポーツ交流ゾーンの起工式と合わせてこの日に行われたもの。参加者にはジャンボあじ釜の豚汁が振る舞われ、記念品としてシンボルマークの入ったバッジがプレゼントされました。さらに後日感謝状と写真も贈られる予定です。



地域振興券

3月13日から
交付開始

阿知須町では、地域振興券（商品券・2万円分）の交付を
3月13日から開始します。

地域振興券の額面は1,000円。

物品（有価証券、商品券などを除く）の購入または借り受け、
もしくは役務の提供に際して、取引の対価（間接税を含む）の
支払いとして使用できます。

ただし、釣り銭は支払われません。

交付対象者や地域振興券を取り扱う事業者は、地域振興券の
交換、譲渡、売買を行うことはできません。

また、券は交付された本人か、その代理人・使用者が、
9月12日まで使用できます。

地域振興券が使用できる店は、

地域振興券取扱店を示すポスターが貼ってあります。

町内で対象となる人は、15歳以下の児童が属する
世帯の世帯主や老齢福祉年金の受給者など約2,500人で、
3月10日ごろに引換申請券を交付します。

交付対象者



交付について

■交付対象者

平成十一年一月一日（基準日）に次のいずれかに該当する人

(1) 十五歳以下の児童が属する世帯の世帯主

① 住民基本台帳法の規定の適用を受ける住民で、基準日ときの年齢が十五歳以下の人が属する世帯の世帯主

② 外国人登録法第四条一項に規定する永住者または特別永住者で、基準日ときの年齢が十五歳以下の人の属する世帯の世帯主

(2) 老齢福祉年金の受給者など（基準日ときの年齢が十五歳以下の人を除く）

ア・基準日に次の年金・手当を受けている人

a. 老齢福祉年金 b. 障害基礎年金 c. 遺族基礎年金 d. 母子年金 e. 準母子年金または遺児年金 f. 障害児福祉手当又は特別障害者手当 など（一部、非課税要件あり）

イ・次のいずれかに該当する人（ア該当者を除く）

a. 生活保護の被保護者 b. 社会福祉施設への措置入所者 など

(3) 平成十年度分の町民税（所得割）非課税の人で、六十五歳以上、かつ寝たきりまたは痴呆などで常時の介護を必要としている人

※(2)該当者および基準日に継続して三月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所している人などを除く。

(4) 平成十年度分の個人の町民税非課税である年齢六十五歳以上の人

※上記(2)および(3)該当者を除く。

【注意】(2)(3)(4)の場合、扶養親族などになっているときは、対象にならないことがあります。

■交付額

① 交付対象者のうち(1)に該当する人
：十五歳以下の児童ひとりにつき、二万円

② 交付対象者のうち(2)から(4)までに該当する人：二万円

(1)の交付対象者で、(2)から(4)にも該当する人は交付額を合算

■交付開始

平成十一年三月十三日(土)から。十三・十四日には役場玄関ロビーに特設の交付会場を予定。

■交付手続き

交付対象者のうち(1)に該当する人には、三月十日頃に引換申請券を送付します。交付対象者のうち(2)から(4)までに該当する人には、民生委員を通じてお知らせします。

¥1000

地域振興券

No.000000

見 ¥1000 本

金壹千円



山口県阿知須町

ひとり一役で成功させよう『山口きらら博』

¥1000

登録事業者

1月25日～2月28日

登録申請 (窓口)

申請・確認
町役場または商工会



登録証交付

3月上旬頃

ポスターも貼っておこう



3月13日～9月12日

サービスの提供

物品の販売や役務の提供



いらっしやませ

3月13日～12月12日

金融機関へ換金申出

登録店が券を金融機関へ提出



口座振替での支払

登録店の口座へ振込



取り扱い店募集

店舗などで、地域振興券を取り扱うためには、阿知須町の「特定事業者」になる必要があります。町では次のとおり登録申請を受け付けます。

■登録要件

阿知須町内の店舗などで、次に掲げる事業のいずれかを営む民間事業者です。

- ① 小売業、飲食店
 - ② 洗濯・理容業、旅館、医療業その他のサービス業
 - ③ 運輸・通信業
 - ④ 通信販売業
 - ⑤ その他特に必要と認める業種
- なお、町地域振興券交付事業の目的に照らして、適当でないと思われるものについては、登録しないことがあります。

■登録の申請

①登録を受けようとする事業者は、阿知須町特定事業者登録申請書に必要事項を記載して、町企画振興課または阿知須町商工会へ提出してください。
申請書は、阿知須町企画振興課および阿知須町商工会でお渡しします。

②受付期間

原則として平成十一年二月二十八日まで。

③持参するもの

代表者の印かん、振込を希望する金融機関の預金口座

■登録

阿知須町特定事業者登録証明書と阿知須町特定事業者登録証票を三月上旬頃交付します。

■地域振興券の取り扱い

特定事業者は、町地域振興券を持参した人に、物品(有価証券、商品券、プリペイドカードなどを除く)の販売または貸し付けもしくは役務の提供を行います。
なお、釣り銭は支払えません。また、取り扱いについての説明会は後日行います。

■換金

町地域振興券を取得した特定事業者は、町の指定する取次金融機関にその地域振興券を持参し、登録証明書を提示して、取次依頼書で換金を申し出てください。

換金の申し出の期間は、平成十一年十二月十二日までです。

換金の方法は、当該特定事業者の預金口座へ振り込みます。

問い合わせ — TEL65—4111

- 全般的なこと……………町総務課庶務係 (内線104)
- 交付対象者に関すること……………町住民課福祉係 (内線163.164)
- 取扱店の募集・登録に関すること……………町企画振興課商工観光係 (内線142)

平成九年度阿知須町の決算

認定

平成10年第4回定例議会で認定された、平成9年度の本町の決算の状況を報告します。

一般会計は、予算総額36億7,345万3,000円に対して、決算額は、歳入が37億2,069万9,889円、歳出が36億1,965万3,552円で、差し引き1億104万6,337円の黒字（10年度に繰り越し）になりました。

歳入では、前年度と比較して減収なのですが、これは主に町債が減少したためで、町税は大幅に増加しています。

歳出では、性質的にみると、義務的経費とその他の経費は増加ですが、投資的経費は減少しています。主に公債費と積立金が増加で、投資及び出資金と普通建設事業費が減少しています。また、人件費も減少しています。

一方、特別会計の執行額を前年度と比較すると、国民健康保険が8,069万9,600円の増。老人保健が651万4,162円の減。交通災害共済が89万7,550円の減。同和地区住宅資金貸付、同和福祉援護資金貸付は増減なし。土地取得は6,692万7,891円の増となっています。

特別会計

会計名	予算額 (単位：千円)	歳入総額 A(単位：円)	歳出総額 B(単位：円)	差引残額 A-B(単位：円)
国民健康保険	697,048	661,523,108	633,286,621	28,236,487
老人保健	1,199,223	1,132,301,043	1,126,614,820	5,686,223
交通災害共済	4,793	4,779,795	4,580,594	199,201
同和地区住宅資金貸付	659	652,638	652,638	0
同和福祉援護資金貸付	1,961	2,244,561	0	2,244,561
土地取得	213,523	217,125,093	213,306,856	3,818,237

町議会定例会の報告

平成十年度の第四回町議会定例会は、昨年十二月七日から十八日まで開会されました。審議の結果、議案十九件、請願一件が可決されました。主な内容は次のとおり。

人権擁護委員候補者の推薦：現委員、

藤田治氏（北祝）の任期満了に伴い、

山田満雄氏（寺河内）を推薦

監査委員の選任：議員の中から吉岡隆雄氏（飛石）を選任

町営土地改良事業の施工：防災のため

江畑池などを整備

町職員の給与に関する条例の一部改正：国家公務員に準じ、町一般職員の

給与を引き上げるもの

十年度予算の補正：●一般会計／介

護保険事業や地域振興券事業など二億

五千四百九十九万七千円を追加。●特別

会計・国民健康保険／職員給与など

十一万二千円を追加。・交通災害共

済／見舞金不足のため八十一万八千円

を追加。・土地取得／飛石の土地購入

など六千四百八十四万七千円を追加。

請願

「国立病院の廃止・民営化・地方移譲・

独立行政法人化に反対し、存続拡充を

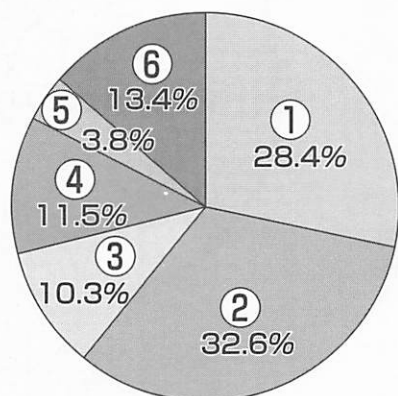
求める請願書」（採択）

「消費税率を当面三％に戻すことを求め

る請願書」（不採択）

一般会計

歳入 37億2,069万9千889円

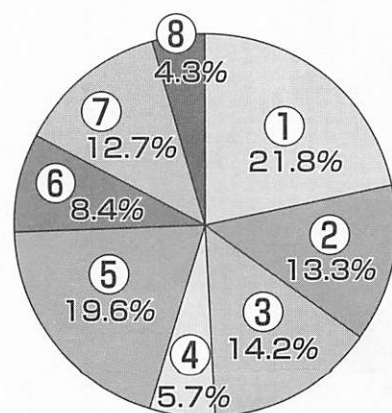


	決算額	構成比
①町 税	10億5,622万0,389円	28.4%
②地方交付税	12億1,322万5,000円	32.6%
③国・県支出金	3億8,148万3,421円	10.3%
④町 債	4億2,800万0,000円	11.5%
⑤繰 入 金	1億4,043万1,095円	3.8%
⑥そ の 他	5億0,133万9,984円	13.4%

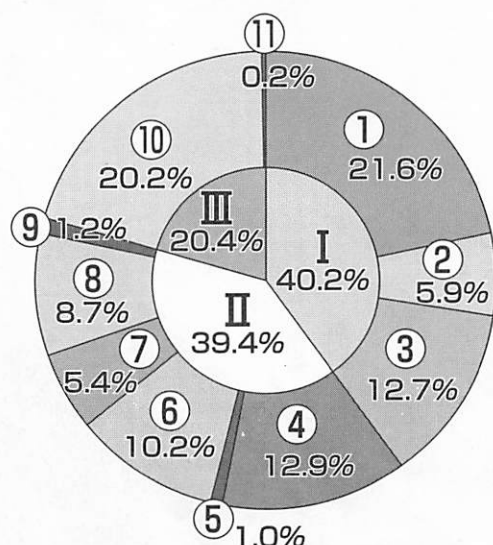
歳出 36億1,965万3千552円

<目的別歳出の状況>

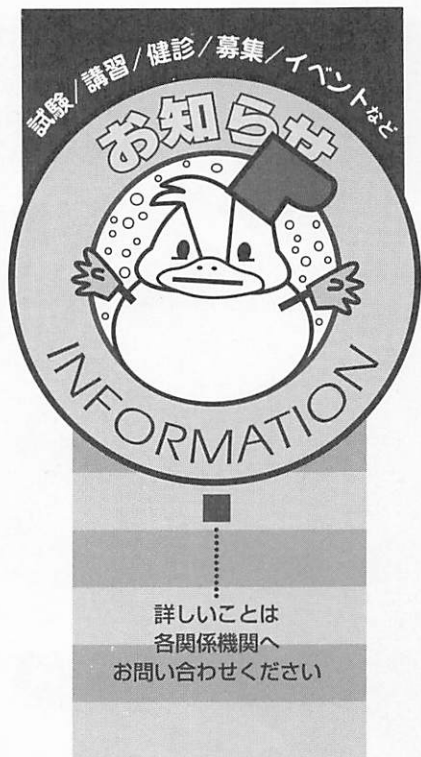
	決算額	構成比
①総 務 費	7億8,856万4,655円	21.8%
②民 生 費	4億8,054万8,999円	13.3%
③衛 生 費	5億1,237万9,299円	14.2%
④農林水産業費	2億0,779万0,399円	5.7%
⑤土 木 費	7億0,905万4,775円	19.6%
⑥教 育 費	3億0,362万0,527円	8.4%
⑦公 債 費	4億5,825万3,998円	12.7%
⑧そ の 他	1億5,944万0,900円	4.3%



<性質別歳出の状況>



	決算額	構成比
I. 義務的経費	1,456,195千円	40.2%
①人 件 費	783,975千円	21.6%
②扶 助 費	213,966千円	5.9%
③公 債 費	458,254千円	12.7%
II. その他の経費	1,425,316千円	39.4%
④物 件 費	466,343千円	12.9%
⑤維持補修費	35,016千円	1.0%
⑥補 助 費 等	370,023千円	10.2%
⑦積 立 金	195,295千円	5.4%
⑧繰 出 金	316,379千円	8.7%
⑨投資及び出資金	42,260千円	1.2%
III. 投資的経費	738,143千円	20.4%
⑩普通建設事業	731,615千円	20.2%
⑪災害復旧事業	6,528千円	0.2%



新年度学童保育の 児童募集

町では、共働きなどで、放課後および長期休業期間（夏休みなど）に児童の世話ができない家庭を対象に、新年度学童保育の児童を募集します。

対象となる児童 下校時、家庭で世話をする人がいない一年生から三年生までの児童

保育時間 月曜から土曜までの平日だけで、下校時から五時まで。第二、四土曜日と学校の長期休みは午前八時三十分から午後五時まで

保育場所 阿知須小学校
南校舎 三階

保育定員 三十人程度（定員になり次第締め切りま

す。

■保護者負担金

月額二千五百円

※その他、おやつ代千五百円（月額）、傷害保険料三千六百円（年額）

■締切 三月十日水

提出書類 町所定の申込書、父・母の源泉徴収票など

■問い合わせ 町住民課（TEL 65-4111（内）164（有）2132）

町役場宿直員を募集

町では、宿直員を次のとおり募集します。

資格 六十歳以下の男性

業務内容 町役場の宿直

勤務時間

・宿直：午後五時十分から翌

日の午前八時三十分まで

・日直：土・日曜日と祝日などは午前八時三十分から午後五時十五分まで

・原則として一日おきの勤務

賃金 月額五千五百円

募集人員 一人

申し込み期限 三月一日（月）

（郵送の場合は三月一日までに必着のこと）

申し込み先 町総務課（TEL 65-4111（内）104（有）2113）

土地・家屋の課税台帳が縦覧できます

町税務課では、あなたが所有されている固定資産（土地・家屋）の課税台帳をお見せします。

平成十一年度の固定資産税・都市計画税は、この台帳によって課税されますので、ご確認のためにもどうぞ。この期間中に限り、コピー代は無料です。

なお、所有者以外の人が縦覧される場合は、委任状が必要です。

期間 三月一日（月）から二十三日（火）まで（ただし、土・日・祭日等は除く）

時間 午前八時三十分から午後五時まで

問い合わせ 町税務課固定資産係（TEL 65-4111（内）122（有）2153）

ご存じですか？備蓄制度とたくわえくん

平成五年の大凶作による米不足パニックの経験を踏まえ、新食糧法で、お米の備蓄が制度化されました。

●愛称は「たくわえくん」

「たくわえくん」は、玄米のまま低温倉庫で保管され、新米と変わらないおいしさを保つように配慮されています。

県内の「たくわえくん」は、県指定の標準米を主体に販売されています。ぜひお試しください。

問い合わせ 山口食糧事務所（TEL 0839-22-5200）

母子・父子家庭をバックアップ 就学・就職支度金

町内に住所のある母子・父子家庭で現に子どもを扶養し

ている父または母、あるいは父母のない子どもを養育している祖父母などに対して支給されます。

給付対象者は、平成十一年四月に小・中学校に入学または義務教育終了後就学・就職する子どもを扶養・養育している、平成九年分の所得税が課税されていない人です。

就学・就職支度金給付額 一万五千元

申し込み・問い合わせ 三月二十六日（金）までに申請者の銀行などの口座番号・印かんを持参のうえ、町住民課福祉係（TEL 65-4111（内）163（有）2132）に申請してください

町指定給水装置工事業者の指定追加分 （平成10年12月28日現在）

指定業者名	代表者（住所）
有限会社ブラマー工業	篠原勝美（宇部市）
株式会社千代田商会山崎	村上邦彦（山口市）
有限会社伊藤工務所	植田 孝（山口市）
株式会社白上水道	白上 靖（山口市）
有限会社野村設備	野村了三（山口市）

分ければ資源 混ぜればゴミ

— 守りましょう、ゴミの出し方 —

現在、町内に三十一か所のゴミの集積所があります。持ち込みは、収集日の前日午後五時から収集日の午前七時三十分となっていて、収集は町が委託した業者が行っています。

みなさんのご協力により分別収集を行っていますが、まだ理解をされていない人がおられるようです。正しく分けて出せば資源となり、混ぜて出せば町清掃センター職員が手作業で分けでもゴミとなります。清掃センターが一日止まれば約十トンのゴミが処理できず、一週間止まればゴミの山で処理不能になりますので、分別収集にご協力をお願いします。

次の町指定のゴミ袋でルールを守って集積所へ持ち込んでいただくことが大切です。

- 可燃ゴミ…………… 白色袋
 - リサイクルできるビン類
 - 無色透明ビン…………… 緑色袋
 - 茶色ビン…………… 茶色袋
 - その他(青・緑・黒色)ビン…………… オレンジ色袋
 - リサイクルできないビン類… 水色袋
 - 缶・金属類…………… 赤色袋
- ※ピンはふたやキャップを取り除き、中をよく洗ってください。

爆発事故防止にご協力を!

— 町清掃センターからお願い —

町民のみなさんには、ゴミの分別にご協力いただき、ありがとうございます。おかげでセンターでのゴミ処理も順調に行われています。

しかし、昨年十二月にセンターの焼却炉内でスプレー缶もしくはカセット式ガスボンベと思われる物が、可燃ゴミの中に入っていたため、爆発を起こし施設が破損しました。可燃ゴミには決して缶・金属類を入れないでください。特にスプレー缶などは、完全に使いきり、必ず穴をあけて町指定の赤色袋に入れて集積所に出しましょう。

また、センターに持ち込まれる際は、必ず可燃ゴミ、缶・金属類、ビン類に分別して持ち込んでいただきますようお願いいたします。

ゴミ問題はみなさんの理解とご協力がなければ解決しません。よろしくお願いたします。

■問い合わせ

町環境保健課保健衛生係 (TEL 65-4111(内)151(有)2122) 町清掃センター (TEL 65-4953(有)2727)

確定申告

2月16日→3月15日

申告の相談会場は、二月中は混雑が予想されますので、自分の地区が当たっている日時にお出かけください。日程は、お知らせ版一月号に掲載しています。

受付時間 午前九時～十一時
午後一時～四時

相談会場 町役場一階第二・三会議室

■問い合わせ 町税務課賦課徴収係
(TEL 65-4111(内)121(有)2153)

税務署からハガキで来署依頼があった人は必ず指定された日に…

税務署から直接、ハガキで来署依頼を受けた人は、町が割り当てた日程によらず、必ず税務署が指定した日・場所です。必ず申告してください。(町税務課では申告の受付はできませんので、ご注意ください。)

なお、山口税務署は二月十七日(水)、十八日(木)に町公民館に出向き、申告相談に応じます。

■問い合わせ 山口税務署 山口市中河原町6番16号 (TEL 0839-1221-2774)

住宅取得等特別控除を受けるための書類

- ・住民票の写し
- ・家屋の登記簿謄本(または抄本)
- ・工事請負契約書(または売買契約書)の写し
- ・住宅取得資金に関する借入金の年末残高証明書
- ・源泉徴収票(所得金額のわかるもの)
- ・増改築の場合は、建築確認の通知書の写し(または、増改築等工事証明書)

申告に必要な書類

- ・申告用紙(税務署から送付された人)
- ・印かん
- ・昨年中の支払いのわかる証明書または帳簿書類
- ・社会保険料、生命・損害保険料などの証明書
- ・源泉徴収票や支払い証明書
- ・身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳などを受けている人は、その手帳
- ・その他所得の計算に必要な書類
- ・還付を受けるための銀行などの通帳

生涯学習だより

生涯学習課【町公民館内】

☎65-2022 (有) 4892



生き生き学習塾(しめ縄づくり12/18)

公民館・体育施設の定期利用団体の募集

町教育委員会では、平成11年度の町公民館・体育施設の定期利用団体の申し込みを受け付けます。希望団体は、利用申込書を町公民館に2月26日(金)までに提出し、「利用団体調整会議」に次の日程で出席してください。

	町公民館	勤労者体育センター ・学校などの体育施設	注意
対象期間	平成11年4月1日から 12年3月31日まで	平成11年4月1日から 9月30日まで	※公的な行事などと重複する場合は、その行事を優先させていただきます。 ※各施設の利用申込書は、町公民館にありますので、新規利用希望団体は、事前におこしください。 ※現利用団体には、申込書を送付します。
利用団体調整会議	日時 3月11日(木) 午後7時から 場所 町公民館	日時 3月11日(木) 午後7時30分から 場所 町公民館	

あじす町民講座 (6回目・7回目)

あっという間に、町民講座も終わりに近づいてきました。
また、新しい阿知須の歴史を発見できるかもしれません。

- テーマ 古代・中世の阿知須町歴史を学ぶ「古代・中世の遺跡・遺物から阿知須の歴史を学ぶ」
- 講師 菊川町教育委員会
嘱託専門員 富士埜 勇氏
- 日時 2月23日(火) 19:00~20:30
- 場所 井関小学校図書室
- 対象 一般成人どなたでも
- 受講料 無料

- テーマ これからの地域づくりと環境問題「快適な暮らしづくりのためにふるさとの環境を守ろう」
- 講師 香川学園環境技術センター
森江 堯子氏
- 日時 3月9日(火) 19:00~20:30
- 場所 阿知須町公民館
- 対象 一般成人どなたでも
- 受講料 無料

- 区間賞(敬称略)
- 第1区・小学生 古谷 清明 (赤浜) 400m : 4分43秒
 - 第2区・青年 古谷 弘之 (赤浜) 200m : 8分06秒
 - 第3区・中学生 中谷 洋介 (赤浜) 700m : 9分04秒
 - 第4区・40歳以上 徳本 満 (東条) 400m : 9分04秒
 - 第5区・高校生 藤好 匡樹 (旦岡) 150m : 3分40秒
 - 第6区・30歳以上 徳永 仁 (岩倉) 300m : 9分04秒
 - 第7区・青年 大林 英二 (東条) 050m : 6分52秒

- 団体の部
- 優勝……赤浜 (54分04秒)
 - 準優勝……飛沖 (55分16秒)
 - 第3位……岩倉 (55分57秒)
 - 4位……河内・源河
 - 5位……砂郷
 - 6位……旦岡
 - 7位……東条
 - 8位……小古郷



優勝した赤浜チーム

AJISU (第四十九回)
駅伝大会成績

介護保険 Q & A

町住民課福祉係 (☎65-4111 (内)163 (有)2132)

Q. 介護保険でのサービスを受けるのに第1号被保険者と第2号被保険者ではどのような条件がありますか？

A. 介護保険では、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上64歳までの第2号被保険者では、サービスの条件が違います。

65歳以上の第1号被保険者は、寝たきりや痴呆になった原因はどうか、要支援状態や要介護状態と介護認定審査会で判定されれば介護保険のサービスが受けられます。また、この場合は障害者でも介護保険のサービスが優先されます。

40歳から64歳の第2号被保険者は、老化に伴う病気（特定疾病）によって要支援状態や要介護状態と判定されれば、介護保険のサービスを受けることができますが、例えば交通事故のような場合は介護保険のサービスは受けられないことになっています。この場合は、現行の障害者施策で対応することになります。

Q. 特定疾病とはどのようなものですか？

A. 特定疾病とは、老化に伴って起こる病気で脳血管障害、初老期の痴呆など以下15種類の病気です。

1. 初老期の痴呆…アルツハイマー、ピック病、脳血管性痴呆、クロイツフェルト・ヤコブ病など
2. 脳血管疾患…脳出血、脳梗塞など
3. 筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
4. パーキンソン病
5. 脊髄小脳変性症
6. シャイ・ドレーガー症候群
7. 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害
8. 閉塞性動脈硬化症
9. 慢性閉塞性肺疾患…肺気腫、慢性気管支炎、気管支ぜんそく、びまん性汎細気管支炎
10. 両側の膝関節、または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
11. 慢性関節リウマチ
12. 後縦靭帯骨化症
13. 背柱管狭窄症
14. 骨粗しょう症による骨折
15. 早老症 (ウエルナー症候群)

モノに聞く阿知須の今昔 (7)

～石でつくられたナベ～



いよいよ春！何しろ今月の4日は立春！何っ？それは暦の上の話？そうですか、2月は1年のうちで一番寒い時期なのですか。がっかりしましたね。

でも、寒い日は一家そろって温かい鍋物なべものを食べるのが一番ですよ。きのう、あなたの家では鍋料理で温まった？お隣も鍋物だったらしい？そうですか。

一口に鍋物と言いますが、どんな鍋をお使いですか？信楽しがらきの鍋が一番？そうですね、あの鍋は鍋物には向いてますね。そちらのお宅では電気鍋？そうですね、電気鍋も便利でいいですね。

実は、私も鍋なのですよ。鍋と言っても焼き物や金属ではなく、滑石かっせきと呼ばれる、割にやわらかい石でつくられた「石鍋」・石でつくられた鍋なのです。

今は、私たちの仲間・石鍋をお持ちの家はほとんどないと思いますが、2～300年前までは私たちはよく使われていたのですよ。聞けば、お隣の国・韓国では、今でも石鍋料理が大変有名だとか……。きっと良い滑石がとれるのでしょうね。

私は500年ばかり前に、人里離れた山の中でつくられ、今の阿知須の赤迫で使われていたのです。

今、宇部市しもうけの下請川と呼ばれているところが私の故郷ではないかと聞いたことがあります。その山の滑石と、私が大変似ているそうですよ。そして昨年の発掘調査で、下請川で石鍋をつくっていたことも確認されたのです。

今も昔も、原料を工場などに持ち込んで品物を作るのが普通ですが、私たち石鍋は、滑石のある現地で原石・岩肌いわはだから鍋を削り出すようにして作られ、できた品を岩肌から切り離して、製品・石鍋だけを運び出したのです。考えてみれば、無駄な物を運ばなくて済むこの方法は、本当に合理的ですね。



「ふれあい広場」は
みなさんのページ
です。
町政への提言や身
近な話題、絵画、写
真など町企画振興課
(☎65-4111
番2144)へお寄
せください。

よろこびかなしみ

善意はここに

1月24日受付分まで 届け出順・敬称略

[町社会福祉協議会へ]

出生 (おすこやかに)

氏名	親の名	月・日	住所
増野 斗	広道	12・11	南祝
野飼 菜	功一	12・18	飛石
小嶋 山	宏之	12・30	砂四
小重 田	伊昭	12・31	岩前
磯中 泰	明	1・2	南祝
藤本 政	彦	1・5	飛石
河村 真	賢治	1・8	西祝

死亡 (ご冥福を祈ります)

氏名	死亡月日	年齢	住所
河村 幸一	12・14	53	縄北
新田 弘	12・18	93	中村
森武 宏	12・19	65	沖の原
中野 トヨ	12・29	92	白松苑
大村 英男	12・29	60	飛石
秋本 昭治	12・31	69	砂四
伊藤 弘吉	1・2	64	東
山本 吉子	1・4	71	砂二
網野 多子	1・10	69	寺河内
藤井 重子	1・12	78	縄北
藤井 愛子	1・12	82	小西
坂野 サカエ	1・13	84	築地
辻田 ヨシ	1・19	92	岩辻
藤澤 茉莉	1・19	73	寺河内
藤村 明	1・19	94	縄北

—篤志—

●西福寺 機材貸出しのお礼として ●匿名2人 報酬を ●匿名 (301、302回)

—香典返し—

- 故母 中面スミエさん (中面 武男さん・中 村)
- 故父 福永清二郎さん (福永 宏さん・野 口)
- 故夫 藤田 孝雄さん (藤田喜久代さん・引 野)
- 故父 大塚 朝男さん (大塚 和男さん・恵比須)
- 故夫 宮本 克巳さん (宮本千代子さん・小 西)
- 故妻 内田富士子さん (内田 元彦さん・浜)
- 故母 酒井フサコさん (酒井 好孝さん・南 祝)
- 故夫 福永 安信さん (福永 雪子さん・且門松)
- 故父 石川 二郎さん (石川 正夫さん・縄 南)
- 故父 新田 正弘さん (新田 悦三さん・中 村)
- 故母 芥川ツユコさん (芥川 文蔵さん・引 野)
- 故父 福田 定吉さん (福田 義則さん・東)
- 故夫 河村 幸一さん (河村 恵子さん・縄 北)
- 故母 網重キヨノさん (網重 俊夫さん・縄 北)
- 故父 秋本 昭治さん (秋本 芳明さん・砂 四)
- 故母 藤村サカエさん (藤村百合子さん・築 地)
- 故父 大村 英男さん (大村 秀一さん・飛 石)
- 故母 辻田ヨシ子さん (辻田 信幸さん・岩 辻)
- 故父 伊藤 弘吉さん (伊藤万壽生さん・砂 二)
- 故母 藤井 愛子さん (藤井 正男さん・小 西)
- 故夫 森 武宏さん (森 節子さん・沖の原)

ありがとう

▼TYS県少年剣道大会が一月に山口市で開かれ、小学校高学年の部で阿知須少年剣友会が優勝しました。大きな大会でまた山口市一です。また、国際協力事業団主催「中学生エッセーコンテスト」で阿知須中学三年磯部裕子さん(小西)の作文が同事業団中国国際センター所長賞、阿知須中学校が中国地区唯一の「学校賞」に輝きました。四年前の町制55周年を契機に「ゴーゴー山口県一運動」を提唱し、人もモノも山口県一をめざそうということ、この運動を推進中だけに、うれしいことです。こうした活躍は本紙でできるだけご紹介するように努めています。見落とし、聞きもらしのおそれもあります。そこでお願いですが、どの分野でも結構です。好成绩を納められたときはご連絡いただだけでも、知人のことでも結構です。連絡先は町企画振興課広報情報係です。

宇部女子高の実習生をヨロシク

2月1日から宇部女子高等学校の生徒が、町役場で実務実習中です。これは、卒業前に社会と会社のルールを学ぶために毎年行われており、19日まで実習します。職員同様によりしくお願いします。



左から(敬称略) 縄村麻樹(縄南)、田邊理恵(岩西)、池田めぐみ(南祝)、[飯田町長]、吉岡理恵(山口市)、綿谷奈美(山口市)、武永由希恵(小郡町)

永見さん彫刻を寄贈

二の宮区の永見文人さんから町へ平成8年日展入選作品“Baby's roulette”の寄贈がありました。永見さんは、現在広島市立大学芸術学部常勤助手で、日展は過去7回入選されています。



公民館の中央階段の一階と二階の間に展示されています

綱引きでダブルV

1月10日に県スポーツ文化センターで行われた県綱引選手権大会で、本町から福嶋牧場チーム(男子1部)とフィッカルズチーム(混成1部)が出場し、共に優勝を果たしました。福嶋牧場チームは3月に行われる全国大会に出場が決まりました。

映画「学び座」試写会

小郡町試写会実行委員会では、昨年阿知須町で試写会を行った映画「学び座」の試写会をします。

- 日時 2月13日(土) 14:00~
- 場所 小郡町ふれあいセンター
- 共催 吉敷郡教育研究会
- 入場料 無料
- 問い合わせ 小郡町試写会実行委員会

西田さん県選奨を受賞

昨年11月に阿知須同仁病院理事長の西田健一さん(67)が衛生事業功労で県選奨を受賞されました。



奥さんとふたりで受賞の記念写真

消防表彰

1月5日に行われた消防出初式で、以下の人が表彰されました。(敬称略)

県消防協会長表彰

- ・功績章/春吉辰雄
- ・35年勤続章/中本治人
- ・25年勤続章/原田常男、井本豊幸、長尾建樹、西中賢三、池本保、縄吉学
- ・20年勤続章/松本浩次、中野康世
- ・15年勤続章/中戸茂盛

阿知須町長表彰

- ・勤続章/中本和夫、中本康夫

阿知須町消防団長表彰

- ・精勤章/金沢隆、空野俊章



町民カレンダー

2

February

●役…町役場 ●公…町公民館 ●体…体育センター
●井小…井関小学校 ●社福セ…社会福祉センター

日	月	火	水	木	金	土
			3	4	5	6
			10 還付申告開始 (役、前9時…15日 日まで)	11 建国記念の日	12	13
14 近郷家庭婦人バレーボール大会 (体セ、前8時30分)	15	16 確定申告開始(役、前9時…3月15日 まで)1.6歳・3歳児健診(公、後1時15分)	17 山口税務署出張相談(公、前9時)	18 山口税務署出張相談(公、前9時)食推養成講座(公、前9時30分)心配ごと相談(社福セ、前10時)	19	20
21	22	23 町民講座(井小図書室、後7時)	24	25 ボランティア活動の日(社福セ、前10時)	26 ひよこの会(公、前10時)	27
28	3/1	2	3	4	5	

MEMO

今月の納税

- 固定資産・都市計画税
- 国民健康保険税



人の動き

住民登録

(平成11年1月31日現在)
人口……………8,658人
男……………4,060人
女……………4,598人
世帯……………2,911

1月の動き

(平成11年1月31日現在)
出生……………9人
死亡……………16人
転入……………29人
転出……………29人
前月との差引………-7人

●平成7年国勢調査●

人口/8,300人 世帯/2,585